

## 鹿児島市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び第167条の13並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第13条の規定により、建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の委託契約に係る競争入札について、契約内容に適合した履行の確保をするため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（以下「最低価格」という。）をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする入札方法（以下「最低制限価格制度」という。）を執るに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格制度の対象業務)

第2条 市長は、建設コンサルタント業務等の委託契約に係る競争入札を行う場合において、次に定める業務の種類について、最低制限価格制度の対象とするものとする。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、当該競争入札の予定価格に次に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 前条第1号に定める業務 10分の8.2
- (2) 前条第2号及び第3号に定める業務 10分の8.1
- (3) 前条第4号に定める業務 10分の8.5

2 最低制限価格は、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額とともに予定価格調書の予定価格が記載された欄の下に記載しておくものとする。

(公表の方法)

第4条 最低制限価格を設けた競争入札においては、最低制限価格を設けた旨を制限付き一般競争入札にあつては公告に、指名競争入札にあつては指名通知書に記載するとともに、入札執行時においても説明するなどの方法で最低制限価格を設けた旨の公表を行うものとする。

2 最低制限価格は、落札決定後に公表するものとし、鹿児島市電子入札運用規約（平成20年2月18日制定）第2条第1号に規定する電子入札システム又は市政情報コーナーにおいて入札結果を記載した書類を閲覧に供する方法により行う。

(入札執行)

第5条 入札執行者は、入札の結果、最低価格が最低制限価格以上の場合には最低価格入札者

を落札者とし、最低価格が最低制限価格未満の場合には、最低価格入札者を「失格」とし、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、入札を終了するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う制限付き一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分について適用し、同日前に行った制限付き一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1項の規定は、この要領の施行の日以後に行う一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分について適用し、同日前に行った一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分については、なお従前の例による。

(適用区分)

3 改正後の第3条第2項の規定は、この要領の施行の日以後に行う一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分のうち、履行期限の末日が令和元年10月1日以降の業務について適用し、履行期限の末日が同年9月30日以前の業務については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1項第2号の規定は、この要領の施行の日以後に行う一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分について適用し、同日前に行った一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分については、なお従前の例による。